

# アックス・グリーンへの

じぎょうけい

## 事業系ごみの持込方法の変更について

①平成 28 年 4 月 1 日から、ごみの持込が**予約制**となりますことから、**週に複数回以上ごみの持込を行う事業者**の方については事前に**搬入業者登録申請**を行っていただき、**予約の必要がない**ように制度を改めました。

対象者は？	アックス・グリーンへごみを持込する事業者の方
申請先は？	下北地域広域行政事務組合 廃棄物施設課 Tel 33 - 8851
申請日等は？	4 月 1 日からごみの持込を行う場合は 3 月 1 日から申請できます。 <b>※土・日・祝祭日は、申請の受付を行いません</b> ので、平日の執務時間内に、ご来庁のうえ申請してください。
記載事項は？	住所、氏名、ごみの種類等、その他必要事項
必要書類等は？	実際に搬入する車両の車検証の写し（必要台数分）、印鑑

## ②処理手数料が改定されます。

平成 28 年 4 月 1 日から

生活系一般廃棄物	10k g 当たり 40 円プラス消費税
事業系一般廃棄物	10k g 当たり 60 円プラス消費税

平成 29 年 4 月 1 日から

生活系一般廃棄物	10k g 当たり 50 円プラス消費税
事業系一般廃棄物	10k g 当たり 100 円プラス消費税

※生活系一般廃棄物：一般家庭の日常生活により生じる廃棄物

※事業系一般廃棄物：事務所、お店、飲食店、工場などのほか、病院、学校、官公庁等の事業活動により生じる廃棄物

問い合わせ先

・下北地域広域行政事務組合 廃棄物施設課  
Tel : 0175 - 33 - 8851  
E-mail : [sm-haiki@city.mutsu.lg.jp](mailto:sm-haiki@city.mutsu.lg.jp)